

山梨県公報

号外第七号

令和三年

三月二十九日

月 曜 日

目 次

○やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例……………	四
○山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例……………	四
○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	五
○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	六
○山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例……………	八
○山梨県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………	一八
○山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	一九
○山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	二〇
○山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	二〇
○山梨県山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	二一
○山梨県食品行商条例を廃止する条例……………	二一
○山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	二二
○山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	二八
○山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例……………	六四
○山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	六五
○山梨県スポーツ推進条例……………	六五
○山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	六七

条例のあらまし

- やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例(条例第四号)(財政課)
 - 1 教育環境及び介護サービスの基盤の整備充実を図るため、やまなし教育環境・介護基盤整備基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
 - 4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
 - 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。
 - 6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。
 - 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
 - 8 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例(条例第五号)(行政経営管理課)
 - 1 感染症対策の更なる体制強化を図るため知事直轄組織を設置し、並びに林業の成長産業化及び環境・エネルギー施策の一層の推進等を図るため、林政部及び環境・エネルギー部の設置等を行うとともに、防災会議の委員等の定数を改正することとした。
 - 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)(行政経営管理課)
 - 1 やまなし地域活性化雇用創造プロジェクトの実施に関する調査審議等を行うため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 附属機関に、次の協議会等を加えることとした。
 - (1) やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会
 - (2) 山梨県官民協働事業提案等審査会
 - (二) 委員の報酬の額は、日額九千八百円とすることとした。
 - 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)(市町村課)

1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。

- (1) 建築基準法に基づく事務
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務

(二) 次の事務につき処理する市町村を拡大又は縮小する。

- (1) 市町村道の道路用地内の国有地の境界確定の協議等に関する事務につき甲府市を拡大
 - (2) 大規模行為の届出の受理に関する事務につき都留市を縮小
 - (3) 市町村道の道路用地内の県有地の境界の確認に関する事務につき甲府市を拡大
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、同年八月一日から施行することとした。

○ **山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**（条例第八号）（県民安全協働課）

1 特定非営利活動促進法の一部改正に鑑み、認定特定非営利活動法人が毎事業年度提出すべき役員報酬規程等について、既に提出しているものから変更がない場合の規定を削除することとした。

2 この条例は、令和三年六月九日から施行することとした。

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第九号）（建築住宅課）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性の判定申請に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、床面積の区分を細分化し、三百平方メートル以上（超）千平方メートル未満（以内）の区分を設けることとした。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例**（条例第十号）（市町村課）

1 市町村における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を促進するため、資金の運用について、当分の間、市町村等が行う公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債を引き受けることができることとした。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）（耕地課）

1 中山間地域における土地改良施設の機能を良好に発揮させるための地域的な共同活動を支援することにより、当該地域における農村の活性化を図る事業を一層推進するため、処分後の基金の額が基金元本に達しない場合でも、基金を処分することができるようになることとした。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）（県民安全協働課）

1 食品衛生法等の一部改正に鑑み、食品等の自主回収の報告に係る規定を削除することとした。

2 附則において山梨県の事務処理の特例に関する条例を改正し、市町村に権限を移譲している山梨県食の安全・安心推進条例の事務に係る部分の規定を削除することとした。

3 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）（衛生業務課）

1 食品衛生法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 営業施設の基準について、食品衛生法施行規則で定められた参酌すべき基準に準拠するための改正を行う。

(二) 許可が必要な業種及び営業施設の基準の見直しに伴う手数料の新設及び額の改定を行う。

2 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県産産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）（産業振興課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削る等所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）（産業人材育成課）

1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、県の職業訓練における職業訓練指導員の資格の見直しを行うこととした。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）（畜産課）

1 県立八ヶ岳牧場に子牛の哺育育成施設等を整備することに伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 生後六月未満の牛が施設を利用する場合の利用料金限度額の区分を新設する（一頭一日当たり六百四十円）。
- (二) 五月一日から十月三十一日までの間に係る一頭一日当たりの利用料金限度額を改定する。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（住宅対策室）

- 1 県営住宅の効果的かつ効率的な管理を図るため、規則で定める一部の県営住宅について、指定管理者による管理を行うこととした。
- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定を行うことができることとした。
- 3 甲西団地外三団地を廃止することとした。
- 4 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、2及び3は、公布の日から施行することとした。

○ **専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（教育庁総務課）

- 1 林業に関する知識及び技術を修得させるため、県立農業大学校の名称等について次の改正を行うこととした。
 - (一) 条例の題名を専門学校山梨県立農林大学校設置及び管理条例に改める。
 - (二) 名称を専門学校山梨県立農林大学校に改める。
 - (三) 位置を北杜市及び南巨摩郡富士川町に改める。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県食品行商条例を廃止する条例**（条例第十九号）（衛生薬務課）

- 1 食品衛生法の一部改正に鑑み、山梨県食品行商条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**（条例第二十号）（障害福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例、山梨県児童福祉施設に関する基準等を定める条例、山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例、山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例、山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例、山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例、山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例、山梨県福祉ホ

ームに関する基準を定める条例及び山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例について、感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底、感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制の構築等の観点から運営に関する基準を変更する等の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（健康長寿推進課）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例及び山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正
 - 指定訪問介護事業者等に対して、感染症対策を検討する委員会の定期的な開催、感染症や非常災害が発生した場合の業務継続計画の策定を義務付ける等の改正を行う。
 - (二) 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例、山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例、山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例及び山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部改正
 - 軽費老人ホーム等に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施、感染症や非常災害が発生した場合の業務継続計画の策定を義務付ける等の改正を行う。
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（人事課）

- 1 知事直轄組織の設置に際し、感染症対策について知事を補佐する感染症対策統轄官を秘書の職として指定することとした。
- 2 当該秘書の給料、手当及び旅費並びにその支給方法を定めることとした。
- 3 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（人事課）

- 1 医療業務に従事する特定任期付職員について地域手当の支給割合を十六パーセントとするとともに、給料月額への〇・七五パーセントの加算をしないこととした。
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県スポーツ推進条例（条例第二十四号）（スポーツ振興課）

- 1 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しむ、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした。
 - 2 県民、事業者、スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割並びに県の責務を定めることとした。
 - 3 県は、スポーツの推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がスポーツの推進に関する施策を実施するための助言その他の必要な協力を行うよう努めることとした。
 - 4 県は、全ての県民が、生涯にわたって、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツに親しむことができるよう、県民がスポーツ活動に参加しやすい環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めることとした。
 - 5 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めることとした。
 - 6 県は、障害者とその障害の種類及び程度に応じ、自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、スポーツ活動を行う機会の提供、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めることとした。
 - 7 県は、スポーツを通じて、地域の活性化を図るため、豊かな自然環境等の本県の特性を生かし、スポーツツーリズムの推進等地域産業の振興に関し必要な施策を講ずるよう努めることとした。
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（議会）
- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 総務委員会の所管について、「リニア交通局」を「リニア未来創造局」に改める。
 - (二) 教育厚生委員会の所管について、「知事直轄組織に関する事項」を加える。
 - (三) 土木森林環境委員会の所管について、「森林環境部」を「林政部」に改め、「環境・エネルギー部に関する事項」を加える。
 - 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

条 例

やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四号

やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例

(設置)

第一条 教育環境及び介護サービスの基盤の整備充実を図るため、やまなし教育環境・介護基盤整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五号

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例

(山梨県部等設置条例の一部改正)

第一条 山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「部」を「知事直轄組織並びに部」に改め、同条第二項中「部及び」を「知事直轄組織並びに部及び」に改め、同項第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号中「森林環境部」を「環境・エネルギー部」に改め、同号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同項第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 林政部

森林及び林業に関する事項

第一条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「リニア交通局」を「リニア未来創造局」に改め、同号中(二)を削り、(三)を(二)とし、同号に次のように加える。

(三) デジタルトランスフォーメーションに関する事項

第一条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 知事直轄組織

感染症に関する事項

(山梨県防災会議条例の一部改正)

第二条 山梨県防災会議条例(昭和三十七年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十四人」を「十五人」に改める。

第四条第一項中「五十二人」を「五十三人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一第一号の表に次のように加える。

やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	やまなし地域活性化雇用創造プロジェクトの実施に関する調査審議及び意見の具申に関する事務	二十人以上	一 学識経験のある者 二 経済団体等の役員 又は職員 三 労働者団体の役員 又は職員 四 金融機関の役員又は職員 五 関係行政機関の職員	一年
--------------------------	---	-------	--	----

別表第二に次のように加える。

山梨県官民協働事業提案等審査会	山梨県官民協働事業提案制度に係る提案等の審査及び意見の具申に関する事務	二十人以上	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者 三 県の職員	当該審査等に必要
-----------------	-------------------------------------	-------	--------------------------------------	----------

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 山梨県立博物館資料・情報委員会の委員

山梨県立博物館資料・情報委員会の委員

を

「やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会の委員

に、山梨県

被表彰者等選定委員会の委員

を

山梨県被表彰者等選定委員会の委員

山梨県官民協働事業提案等審査会の委員

に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第七号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の二の項中「富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町」を「各市町村（道志村、小菅村及び丹波山村を除く。）」に改め、同表九の項中サをユとし、ウからアまでをノからキまでとし、ムの次に次のように加える。

ウ 法第六十条の二の二第二項第二号の規定による居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建築率に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理

中 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定による居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理

第二条の表十三の五の項中「（昭和三十五年法律第四百五号）」を削り、「旧法」という。）の下に「、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）」を加え、「（昭和三十六年政令第十一号）」を削り、ネをヤとし、ヨからツまでをナからクまでとし、ルをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 政令第二条の七の規定により交付された認定証の引渡し

レ 政令第二条の八第一項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理

ソ 政令第二条の九第一項の規定による認定証の再交付の申請の受理

ツ 政令第二条の九第三項及び第二条の十の規定による認定証の返納の受理

ネ 省令第十六条の三の規定による変更の届出の受理

第二条の表十三の五の項中ヌをカとし、ハからリまでをトからワまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第六条の二第二項の規定による認定の申請の受理

ニ 法第六条の二第四項の規定による認定の更新の申請の受理

ホ 法第六条の三第二項の規定による認定の申請の受理

ヘ 法第六条の三第五項の規定による認定の更新の申請の受理

第二条の表二十三の五の項中「第二十三の四項」を「第二十三の七の項」に改め、同表二十九の項中「都留市 南部町」を「南部町」に改め、同表三十四の項中「富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町」を「各市町村（道志村、小菅村及び丹波山村を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十三の五の項の改正規定は、同年八月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表二の二の項及び三十四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行

為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表二の二の項及び三十四の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年山梨県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）による改正後の特定非営利活動促進法（平成十年法律第十号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

山梨県公報号外

第七号

令和三年三月二十九日

別表第二の百八十四の項イ(2)(ロ)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、同項イ(2)(ロ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(2)(ロ)中(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内である場合 一万五千円

別表第二の百八十四の項ロ(2)(ロ)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、同項ロ(2)(ロ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項ロ(2)(ロ)中(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内である場合 十二万六千円

別表第二の百八十四の項ロ(2)(イ)中(ロ)を(ニ)とし、(ロ)から(ウ)までを(イ)から(ロ)までとし、同項ロ(2)(イ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項ロ(2)(イ)中(イ)を(ロ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内である場合 十万六千円

別表第二の百八十四の項ロ(2)(ロ)中(ロ)を(ニ)とし、(ロ)から(ウ)までを(イ)から(ロ)までとし、同項ロ(2)(ロ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項ロ(2)(ロ)中(ロ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内である場合 二十六万二千円

別表第二の百八十五の二の項イ(1)中(ウ)を(ロ)とし、(ロ)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項イ(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(1)中(一)を(二)とし、同項イ(1)中(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二万五千円

別表第二の百八十五の二の項イ(2)中(ウ)を(ロ)とし、(ロ)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項イ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(2)中(一)を(二)とし、同項イ(2)中(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二万九千円

別表第二の百八十五の二の項ロ(1)中(ウ)を(ロ)とし、(ロ)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項ロ(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項ロ(1)中(一)を(二)とし、同項ロ(1)中(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 十万六千円

円
別表第二の百八十五の二の項口(2)中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項口(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(2)中(一)を(二)とし、同項口(2)に(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二十七万四千元

別表第二の百八十五の四の項イ(1)中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項イ(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(1)中(一)を(二)とし、同項イ(1)に(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二万五千元

別表第二の百八十五の四の項イ(2)中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項イ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(2)中(一)を(二)とし、同項イ(2)に(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二万九千元

別表第二の百八十五の四の項口(1)中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項口(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(1)中(一)を(二)とし、同項口(1)に(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 十万六千元

別表第二の百八十五の四の項口(2)中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、同項口(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(2)中(一)を(二)とし、同項口(2)に(一)として次のように加える。

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二十七万四千元

別表第二の百八十六の項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同項イ中「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同項イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同項イ(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 一万五千元

別表第二の百八十六の項口(3)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、同

項口(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(3)中(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 十万五千元

別表第二の百八十六の項口(3)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、同項口(3)中(ロ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(3)中(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二十七万四千元

別表第二の百八十七の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項口中「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表の百八十八の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同項イ(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 一万五千元

別表第二の百八十八の項口(3)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、同項口(3)中(ロ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(3)中(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 十万五千元

別表第二の百八十八の項口(3)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、同項口(3)中(ロ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項口(3)中(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満である場合 二十七万四千元

附則
この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例（昭和三十七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（公共施設等の除却に係る運用の特例）

2 資金は、当分の間、第五条に定めるもののほか、市町村等が行う地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の八の除却であつて、同条の計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるために起こす地方債を引き受けることにより、運用することができる。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の地方債について準用する。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例

山梨県中山間地域農村活性化基金条例（平成五年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書を削る。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例

山梨県食の安全・安心推進条例（平成二十四年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に、「第三十一条―第三十三条」を「第三十条―第三十二条」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第二条第三号中「及び第二十七条第一項第二号」を削る。

第二十六条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とする。

第三十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条を第二十九条とする。

第五章中第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第六章中第三十四条を第三十三条とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二十六条の改定規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に着手されたこの条例による改正前の第二十七条第一項に規定する自主回収については、なお従前の例による。

（山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の二の項を削る。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条」を「第五十四条」に、「別表第二」を「政令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第一、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二、法第十三条第一項の基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第一及び別表第二の基準に加え、別表第三」に改める。

第四条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第五条第一項中「許可業者」を「法第五十五条第一項の許可を受けた者及び法第五十七条第一項の規定による届出をした者」に改め、同条第二項を削る。

第六条を削る。

第七条中「別表第二」を「別表第四」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下この表において「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合にあつては、これらと区画されていること。

三 施設の構造及び設備

イ じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表及び次表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

ヘ 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下このへにおいて「水道事業等により供給される水」という。）又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給す

ることができ給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業におけるこの号への基準の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるような定めがある食品を取り扱う営業におけるこの号への基準の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
- (2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
- (3) 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備が必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、そのために従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

- (1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- (2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができ

る場所を有すること。

タ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ノ 添加物を使用する施設にあっては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

四 機械器具

イ 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なるものであること。

ニ 固定し、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能なる構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ヘ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

五 その他

イ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあっては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することができる食品を食器に盛り、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号(1)において同じ。）をする場合にあっては、この号イの規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁にあっては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上

支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備にあっては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍設備にあっては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(4) 食品を取り扱う区域にあっては、従事者以外の者が容易に立ち入ることができない構造である場合は、区画されていることを要しないこととすることができる。

ハ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

ニ 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はたいを処理する場合にあっては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。

ホ 政令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合にあっては、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じた区画されていること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

ヘ 政令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充

填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第二中「第七条関係」を「第六条関係」に改め、同表四の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同表五の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「喫茶店営業の」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の」に、「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料」に、「菓子製造業許可申請手数料」を「食肉販売業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同表七の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「あん類製造業許可申請手数料」を「魚介類販売業の」を「魚介類販売業の」に、「あん類製造業許可申請手数料」を「菓子製造業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同表八の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「アイスクリーム類製造業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同表九の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「乳処理業の」を「集乳業の」に、「乳処理業許可申請手数料」を「集乳業許可申請手数料」に、「二万千円」を「一万千円」に改め、同表十の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「特別牛乳搾取処理業の」を「乳処理業の」に、「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」を「乳処理業許可申請手数料」に、「二万千円」を「一万三千円」に改め、同表十一の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「乳製品製造業の」を「特別牛乳搾取処理業の」に、「乳製品製造業許可申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」に、「二万三千円」を「二万五千円」に改め、同表十二の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「集乳業の」を「食肉処理業の」に、「集乳業許可申請手数料」を「食肉処理業許可申請手数料」に、「九千六百円」を「二万三千円」に改め、同表十三の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「乳類販売業の」を「食品の放射線照射業の」に、「乳類販売業許可申請手数料」を「食品の放射線照射業許可申請手数料」に、「九千六百円」を「二万三千円」に改め、同表十四の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「食肉処理業の」を「菓子製造業の」に、「食肉処理業許可申請手数料」を「菓子製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「一万五千円」に改め、同表十五の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「食肉販売業の」を「アイスクリーム類製造業の」に、「食肉販売業許可申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」に、「九千六百円」を「一万五千円」に改め、同表十六の項中「第五十二条第一項」を「第

五十五条第一項」に、「食肉製品製造業の」を「乳製品製造業の」に、「食肉製品製造業許可申請手数料」を「乳製品製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表十七の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「魚介類販売業の」を「清涼飲料水製造業の」に、「魚介類販売業許可申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可申請手数料」に、「九千六百円」を「二万三千円」に改め、同表十八の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「魚介類競り売り営業の」を「食肉製品製造業の」に、「魚介類競り売り営業許可申請手数料」を「食肉製品製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表十九の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「魚肉練り製品製造業の」を「水産製品製造業の」に、「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同表二十の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「食品の冷凍又は冷蔵業の」を「氷雪製造業の」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料」を「氷雪製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表二十一の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「食品の放射線照射業の」を「液卵製造業の」に、「食品の放射線照射業許可申請手数料」を「液卵製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表二十二の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「清涼飲料水製造業の」を「食用油脂製造業の」に、「清涼飲料水製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表二十三の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「乳酸菌飲料製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に、「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万七千円」に改め、同表二十四の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「氷雪製造業の」を「酒類製造業の」に、「氷雪製造業許可申請手数料」を「酒類製造業許可申請手数料」に、「二万五千円」を「一万七千円」に改め、同表二十五の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「氷雪販売業の」を「豆腐製造業の」に、「氷雪販売業許可申請手数料」を「豆腐製造業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同表二十六の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「食用油脂製造業の」を「納豆製造業の」に、「食用油脂製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「一万五千円」に改め、同表二十七の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「マーガリン又はショートニング製造業の」を「麺類製造業の」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「一万五千円」に改め、同表二十八の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「みそ製造業の」を「そうざい製

造業の」に、「みそ製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に、「一万六千円」を「二万三千円」に改め、同表二十九の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「醤油製造業の」を「複合型そうざい製造業の」に、「醬油製造業許可申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可申請手数料」に、「一万六千円」を「三万円」に改め、同表三十の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「ソース類製造業の」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「ソース類製造業許可申請手数料」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「一万六千円」を「二万三千円」に改め、同表三十一の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「酒類製造業の」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「酒類製造業許可申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「一万六千円」を「三万円」に改め、同表三十二の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「豆腐製造業の」を「漬物製造業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万五千元」に改め、同表三十三の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「納豆製造業の」を「密封包装食品製造業の」に、「納豆製造業許可申請手数料」を「密封包装食品製造業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「二万三千円」に改め、同表三十四の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「めん類製造業の」を「食品の小分け業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「食品の小分け業許可申請手数料」に、「一万四千円」を「一万五千元」に改め、同表三十五の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「そうざい製造業の」を「添加物製造業の」に、「そうざい製造業許可申請手数料」を「添加物製造業許可申請手数料」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表三十六の項及び三十七の項を削り、同表を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第三条関係）

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

二 政令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自

動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

ロ 床面は、清掃等が容易な不浸透性材料の材質であること。

三 政令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

イ 処理室を有すること。

ロ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

ニ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

四 政令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業

イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

ニ かきを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
- (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
- (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

五 政令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業

イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

- ロ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 六 政令第三十五条第六号に規定する集乳業
- イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 七 政令第三十五条第七号に規定する乳処理業
- イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- ニ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 八 政令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業
- イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 九 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業
- イ 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

- ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- ニ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- ホ 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場所に限り）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
 - (2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。
 - (3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
 - (4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することができる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確かめる温度計を備えること。
- ヘ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
 - (2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第四号イに掲げる基準を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、鹿又はいのししを処理する場合にあつては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。
 - (3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
 - (4) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣

接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一次的に防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

十 政令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 政令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 政令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必

要な設備を有すること。

十三 政令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離するための設備を有すること。

十四 政令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては、製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の調査及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

十五 政令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十六 政令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。

ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合にあつては、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

ヘ かきを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

十七 政令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

十八 政令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

十九 政令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

イ 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。

ロ なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ハ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

イ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

二十 政令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所には、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

は、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

ロ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二十一 政令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。

ハ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二十二 政令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装をするための設備を有すること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。

ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。

二十三 政令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

二十四 政令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を

有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

二十五 政令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二十六 政令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ニ 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

二十七 政令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

ハ 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

二十八 政令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場

合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二十九 政令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

三十 政令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。なお、添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

ハ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

別表第三（第三条関係）

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備は、他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

二 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ホ 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

二 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そごう製製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設でできる容器等を備えること。

ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ハ ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏零下十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十四号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表繊維に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款自動染色試験機の項を削り、同表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款糖分析システムの項中「八四〇円」を「一、九一〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

有機酸分析システム	一時間	二、〇四〇円
-----------	-----	--------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款反射式光度計の項の次に次のように加える。

B型粘度計

一時間

五二〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款PCR装置の項中「PCR装置」を「クリップメーター」に、「四七〇円」を「六七〇円」に改め、同款熱風乾燥機の項の次に次のように加える。

真空定温乾燥器

一時間

四六〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款超高压処理試験装置の項中「超高压処理試験装置」を「小型レトルト殺菌器」に、「一、二四〇円」を「八〇〇円」に改め、同表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款顕微鏡システム分光装置の項の次に次のように加える。

分光蛍光光度計

一時間

六九〇円

別表第一号イの表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款真空鑄造機の項を削り、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款高速度ビデオカメラの項の次に次のように加える。

超深度顕微鏡システム

一時間

一、〇二〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部設計支援機器の款CAD/CAM装置（CADDuctorの使用に限る。）の項中「CAD/CAM装置（CADDuctorの使用に限る。）」を「検査照合システム」に、「一、三二〇円」を「六六〇円」に改め、同款CAD/CAM装置（AutoCADの使用に限る。）の項、CAD/CAM装置（IDEASの使用に限る。）の項及びCAD/CAM装置（CATIAの使用に限る。）の項を削り、同部加工機器の款ワイヤー放電加工機の項中「一一、六九〇円」を「二、六八〇円」に改め、同款樹脂3Dプリンターの項の次に次のように加える。

LCD方式3Dプリンター

一時間

一、五五〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電気計測機器の款

デジタルオシロスコープの項の次に次のように加える。

広帯域オシロスコープ	一時間	一、八九〇円
USBコンプライアンステストシステム	一時間	一、一一〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部精密測定機器の款
走査型プローブ顕微鏡の項を削る。

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部成分試験の款理化学分析
(粘度)の項中「一、一四〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表機械、電子等に係る
産業技術に関連するものの部強度試験の款超薄膜スクラッチ試験の項を削り、同部金属
組織観察の款倒立顕微鏡による像観察の項の次に次のように加える。

超深度顕微鏡システムによる試験	一件	一、六九〇円
-----------------	----	--------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部精密測定
の款走査型プローブ顕微鏡による測定
の項及び万能測長機による測定
の項を削る。

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附則

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

の
一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め
る。

第三条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第六条第八号イ中「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四
号。第九号及び第十号第九号において「省令」という。）第四十八条の二第二項第一号
から第三号まで」を「第十条第一号から第三号まで」に、「同項第四号」を「同条第四

号」に改める。

第九条中「省令」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四
号。第五号及び次条第一号において「省令」という。）」に改める。

第十条第一号を次のように改める。

一 省令第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる高度養成課程の
指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができ
る能力を有すると認められるもの

第十条第九号を次のように改める。

九 十年以上（学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教
育法第四十条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学
を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者にあつて
は、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導する
ことができる能力を有すると認められるもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例（次項におい
て「新条例」という。）第六号第八号イに定める専門課程の職業訓練指導員の配置基
準については、同号イに定める者のほか、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の
雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第
六十一号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年
労働省令第二十四号。以下「旧省令」という。）第三十六条の九に定める基準による
高度養成課程、旧省令別表第八に定める基準による長期養成課程又は旧省令別表第八
の二に定める基準による短期養成課程（旧省令第三十六条の六の二第二号ロに規定す
る実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了した
者（旧省令別表第八の二に定める基準による短期養成課程の指導員訓練にあつては、
専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力
開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導する
ことができる能力を有すると認められるものとする。

3 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の二第一項の条例で
定める者は、専門課程の高度職業訓練については、新条例第十条に定める者のほか、
旧省令第三十六条の九に定める基準による高度養成課程、旧省令別表第八に定める基
準による長期養成課程又は旧省令別表第八の二に定める基準による短期養成課程（旧

省令第三十六条の六の二第二号に規定する実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了した者（旧省令別表第八の二に定める基準による短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に關し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）及び旧省令別表第八の二に定める基準による短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（旧省令第三十六条の六の二第二号に規定する実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は旧省令第三十六条の六の二第一号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）であつて、十年以上の実務経験を有し、かつ、教育訓練に關し適切に指導することができる能力を有すると認められるものとする。

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に關する条例（平成十七年山梨県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
 別表一の表を次のように改める。
 一 放牧に係る利用料金の限度額

区分	単位	利用料金限度額	
		五月一日から十月三十一日まで の間	十一月一日から翌年の四月三十日まで の間
生後六月未満の牛	一頭一日	六四〇円	六四〇円
生後六月以上十二月未満の牛		二九〇円	三八〇円

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附則	この条例は、令和三年四月一日から施行する。	
生後十二月以上二十四月未満の牛	三五〇円	四四〇円
生後二十四月以上の牛	四〇〇円	四九〇円
馬	四〇〇円	
その他規則で定める家畜	二九〇円	

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十七号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
 目次及び第六章の章名中「準特定優良賃貸住宅」を「指定管理者による県営住宅」に改める。
 第五十条中「という。」に「の下に「別表第一に掲げる県営住宅であつて規則で定めるもの及び」を加える。
 第五十二条第二項中「準特定優良賃貸住宅」を「県営住宅」に改める。
 第五十三条の見出しを「（準特定優良賃貸住宅の管理に係る読替え等）」に改める。
 第五十四条及び第五十四条の二第一項中「準特定優良賃貸住宅」を「県営住宅」に改める。

附則

別表第一韮崎西団地の項、甲西団地の項、上野原団地の項及び田富団地の項を削る。

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一韮崎西団地の項、甲西団地の項、上野原団地の項及び田富団地の項を削る改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
 （準備行為）

2 知事は、この条例の施行の日（次項及び附則第四項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例（以下この項、次項及び附則第四項において「新条例」という。）第五十条及び第五十二条の規定の例により、新条例第五十条に規定する別表第一に掲げる県営住宅であつて規則で定めるもの（次項及び附則第四項において「指定管理県営住宅」という。）の管理に關し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際この条例による改正前の山梨県営住宅設置及び管理条例（以下この項において「旧条例」という。）第六十九条第二項の規定により読み替えて適用される旧条例第八条第二項に規定する管理代行者の長（次項において「管理代行者の長」という。）がした指定管理県営住宅に係る入居の決定その他の行為又は旧条例第六十九条第二項の規定により読み替えて適用される旧条例第四条第一項に規定する管理代行者（次項において「管理代行者」という。）がした指定管理県営住宅に係る承認その他の行為で現にその効力を有するものは、施行日以後における新条例の規定の適用については、それぞれ知事がした入居の決定その他の行為又は承認その他の行為とみなす。

4 施行日前に管理代行者の長に対してなされた指定管理県営住宅に係る入居の申込みその他の行為又は管理代行者に対してなされた指定管理県営住宅に係る届出その他の行為で施行日以後においては知事に対してなされることとなる行為は、施行日以後における新条例の規定の適用については、それぞれ知事に対してなされた入居の申込みその他の行為又は届出その他の行為とみなす。

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十八号

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例（平成十九年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

第一条中「農業」の下に「及び林業」を加える。

第二条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改め、「北杜市」の下に「及び南巨摩郡富士川町」を加える。

第三条第一項中「専門学校山梨県立農業大学校（以下「農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校（以下「農林大学校」に改める。

第四条から第六条までの規定中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

2 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業大学校」を「専門学校農林大学校」に改める。

（専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部改正）

3 専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例（平成十九年山梨県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

山梨県食品行商条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県食品行商条例を廃止する条例

山梨県食品行商条例（昭和三十四年山梨県条例第五十六号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の山梨県食品行商条例第三条の規定により証票及びき章の交付を受けている者は、この条例の施行の日以後速やかに、当該証票及びき章を知事に返納しなければならない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」「講じなければ」に改める。

第三十三条中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十六条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の

情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第三十七条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十七条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下この条、第七十八条第二項第四号及び第五十九条第二項第四号において同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十二条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第三十四条」の下に、「第三十七条の二」を加え、「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条」の下に、「第三十七条の二」を加え、「第三十二条第一項」を「第三十二条第三項」に、「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第六十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。

第七十条中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改める。

第七十一条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十四条第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第七十五条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

第七十八条第二項第四号中「第七十六条第二項」を「次条において準用する第三十七条の二第二項」に改める。

第七十九条中「第三十八条、第三十九条第一項」を「第三十五条の二、第三十七条の二から第三十九条（第二項を除く。）まで」に、「第四十二条」を「第四十二条の二」に改める。

第八十八条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十五条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十五条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十二条中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改める。

第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第九十五条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十六条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「及び第七十六条から第七十八条まで」を、「第七十七条及び第七十八条」に、「中」第七十六条第二項」とあるのは「第九十六条において準用する第七十六条第二項」と、同項

第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第九十六条の五中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改める。

第百十一条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に改め、「第七十六条」及び「第九十五条中「前条」とあるのは「第百十一条において準用する前条」と」を削る。

第百十一条の四中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に改め、「第七十六条」を削る。

第百二十四条中「第三十六条」を「第三十五条（第一項及び第二項を除く。）」に改める。

第百五十条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に、「中」第七十六条第二項」とあるのは「第百五十条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改め、「第九十五条中「前条」とあるのは「第百五十条において準用する前条」と」を削る。

第百五十条の四中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改める。

第百五十九条第二項第四号中「第七十六条第二項」を「第三十七条の二第二項」に改める。

第百六十条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に改め、「第七十六条」を削り、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改める。

第百六十条の四中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に改め、「第七十六条」を削る。

第百六十四条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百六十五条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第百七十一条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第百九十五条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十五条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第百七十三条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に、「中」第七十六条第二項」とあるのは「第百七十三条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五

号及び第六号」を「から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改める。

第百八十四条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第百九十五条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十五条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百八十五条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第百八十五条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ご

とに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネツトの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十六条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に、「中」第七十六条第二項」とあるのは「第百八十六条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改め、「第九十五条中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と」を削る。

第百九十一条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に、「中」第七十六条第二項」とあるのは「第百九十一条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改め、「第九十五条中「前条」とあるのは「第百九十一条において準用する前条」と」を削る。

第百九十五条中「第三十八条」を「第三十五条の二、第三十七条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に、「中」第七十六条第二項」とあるのは「第百九十五条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改め、「第九十五条中「前条」とあるのは「第百九十五条において準用する前条」と」を削る。

第百九十五条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該支援は、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うことができるものとする。

所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第六条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第十二条の二及び第十三条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。同条第二項において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、障害児入所施設等の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 障害児入所施設等は、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めるとともに、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月一回、救出その他必要な訓練は定期的に行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 障害児入所施設等は、非常災害の際に、当該障害児入所施設等に入所している者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必

要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
3 障害児入所施設等は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第二十七条第四項中「第五十九条第四号」を「第五十九条第一項第四号」に、「第一百一条第四号」を「第一百一条第一項第四号」に、「心理学」を「心理学」に改め、「卒業した者」の下に「又は同法の規定による大学院において心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者」を加える。

第三十六条第三項及び第五十七条第四項中「心理学」を「心理学」に改め、「卒業した者」の下に「又は同法の規定による大学院において心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者」を加える。

第六十七条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、同条第十五項中「心理学」を「心理学」に改め、「卒業した者」の下に「又は同法の規定による大学院において心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者」を加える。

第八十一条第一項中「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「(以下同じ。)」を「(以下同じ。日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、「児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次に掲げる施設及び場合に必

じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士
- 二 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- 三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- 四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- 五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第八十一条第二項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第六項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第九十一条第三項及び第九十九条第四項中「心理学」を「心理学」に改め、「卒業した者」の下に「同法の規定による大学院において心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者」を加える。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第一項第一号中「保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規

定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）及び「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「」を「」の下に「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第七十四条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第七十四条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第七十四条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第七十四条において同じ。）を行う場合

第七条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

以下同じ。)を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第七十四条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第八条第二項中「日常生活」を、「日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第八条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第八条第三項中「前項」を「前二項」に、「従業者を」を「従業者(第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。)」を「に改め、同項に次の一号を加える。

三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けるこ

とが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第四十三条第二項第一号、第四十六条第三項第一号及び第四十七条第二項第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十三条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十四条中「次項」を「次条第一項」に改める。

第四十五条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十六条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十七条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十三条第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

第五十七条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第七十二条中「、第五十条第一項」を削り、「第四十五条中」を「第四十五条第一項中」に改める。

第七十四条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員

を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十四条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第八十条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第八十二条の三第二項中「の学部で、心理学」を「(短期大学を除く。)において心理学」に改め、「した者」の下に「又は同法の規定による大学院において心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者」を加える。

第八十二条の九中「第四十条」の下に「、第四十条の二」を加える。

第九十条中「第四十条」の下に「、第四十条の二」を加え、「第四十五条中」を「第四十五条第一項中」に改める。

項、第八条（第三項及び第六項を除く。）に、「第七十四条第一項、第二項及び第四項」を「第七十四条第一項から第三項まで及び第五項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」を「同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項及び第四項」に、「同条第四項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第五項中「指定児童発達支援事業所」」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項を「同条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第七項第五項及び第七十四條第五項」を「第七條第六項及び第七十四條第六項」に改める。

附則第三条中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改める。

（山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「障害児である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十二條第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「障害児の数を四で除して得た数」に、「合計数に」を「数に」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学院において心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第七条第五項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第五十四條第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第二十三條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第四十條第二項第一号、第四十三條第三項第一号及び第四十四條第二項第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十六條中「第四十二條」を「第四十二條第一項」に改める。
第三十七條に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十七條の次に次の一條を加える。
（業務継続計画の策定等）

第三十七條之二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時にあって、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十條第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
第四十二條に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第四十三條第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。
3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十九条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

（山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第四号中二を削り、ホを二とする。

第八条第一項中「及び二」を削り、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

第二十八条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第五十一条第二項第一号、第五十四条第三項第一号及び第六十条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例第百九十五条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第

百九十五条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十七条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

第四十八条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十八条の次に次の一条を加える。
（業務継続計画の策定等）

第四十八条の二 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十一条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第五十三条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第六十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第六十条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
- (山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正)
- 第六条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講じよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十七条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講じよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第三十二条の次に次の一条を加える。
- (虐待の防止)

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）第九十五条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十五条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十八条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第五十条、第五十五条及び第六十条中「から第三十二条」を「から第三十二条の二」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「から第三十二条」を「から第三十二条の二」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「から第三十二条」を「から第三十二条の二」に改める。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

（山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第二項第二号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について

て、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十九条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十五条の二 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。
（勤務体制の確保等）

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。
（虐待の防止）

第十九条の二 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（山梨県福祉ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 山梨県福祉ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十七条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行なうこと。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。
（業務継続計画の策定等）

第十三条の二 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十七条の二 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を

「講じなければ」に改める。

第十一条第一項第四号中二を削り、ホをニとする。

第十二条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

第十九条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第三十九条第二項第一号、第四十一条第三項第一号及び第四十五条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）第九十五条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十五条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継

統計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十一条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)
第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 次に掲げる条例の規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

- 一 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例第十六号)附則第二条
- 二 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例第十七号)附則第四項

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス条例」という。)、第五条第三項及び第四十二条の二(新指定障害福祉サービス条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第二百二十四条、第二百五十条、第五百五十条の四、第六十条、第六十六条の四、第七十三条、第八十六条、第九十一条、第九十五条、第九十五条の十二、第九十五条の二十、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百二十一条第一項において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援条例」という。)、第五条第四項及び第四十七条第二項(新指定通所支援条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(以下「新指定入所施設条例」という。)、第五条第四項及び第四十四条第二項(新指定入所施設条例第五十九条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設条例」という。)、第五条第三項及び第六十条の二、第六条の規定による改正後の山梨県障害福祉サービス事業等に関する基準等を定める条例(以下「新障害福祉サービス条例」という。)、第三条第三項及び第三十二条の二(新障害福祉サービス条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、第七条の規定による改正後の山梨県地域活動支援センターに関する基準等を定める条例(以下「新地域活動支援センター条例」という。)、第二条第四項及び第十九条の二、第八条の規定による改正後の山梨県福祉ホームに関する

基準を定める条例（以下「新福祉ホーム条例」という。）第二条第四項及び第十七条の二並びに第九条の規定による改正後の山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設条例」という。）第三条第三項及び第四十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第三条 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス条例第三十五条の二（新指定障害福祉サービス条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第六十一条、第六十一条の四、第二百二十四条、第二百五十条、第二百五十条の四、第六十条、第六十条の四、第六十七十三条、第六十八十六条、第六九十一条、第六九十五条、第六九十五条の十二、第六九十五条の二十、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百二十一条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設条例」という。）第十二条の二、新指定通所支援条例第四十条の二（新指定通所支援条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設条例第三十七条の二（新指定入所施設条例第五十九条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第四十八条の二、新障害福祉サービス条例第二十五条の二（新障害福祉サービス条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九條、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター条例第十五条の二、新福祉ホーム条例第十三条の二及び新障害者支援施設条例第三十七条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス条例第三十六条第三項（新指定障害福祉サービス条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第二百二十四条、第六九十五条の十二並びに第六九十五条の二十において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項及び第九十三条第二項（新指定障害福祉サービス条例第九十六条の五、第六十一条、第六十一条の四、第六十五十条、第六十五十条の四、第六十六条、第六十六条の四、第六十七十三条、第六八十六条、第六九十一条、第六九十五条、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二及び第二百二十一条第一項において準用する場合を含む。）、新児童福祉

施設条例第十三条第三項、新指定通所支援条例第四十三条第二項（新指定通所支援条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設条例第四十条第二項（新指定入所施設条例第五十九条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第五十一条第二項、新障害福祉サービス条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター条例第十六条第二項、新福祉ホーム条例第十四条第二項並びに新障害者支援施設条例第三十九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）

第五条 施行日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス条例第三十七条の二第三項（新指定障害福祉サービス条例第四十三条第一項及び第二項、第四十五条の四、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第六十一条、第六十一条の四、第二百二十四条、第六十五十条、第六十五十条の四、第六十六条、第六十六条の四、第七十三条、第六十八十六条、第六九十一条、第六九十五条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百二十一条第一項において準用する場合を含む。）、新指定通所支援条例第四十六条第三項（新指定通所支援条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設条例第五十九条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第五十四条第三項、新障害福祉サービス条例第二十八条第三項（新指定障害福祉サービス条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設条例第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この条例の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（次条及び附則第八条において「旧児童福祉施設条例」という。）第六十六条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設条例第六十七条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第七条 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設条例第六十七条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設

設条例第六十七条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第八条 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設条例第八十一条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設条例第八十一条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この条例の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援条例」という。)(第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次条及び附則第十一条において「旧指定児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援条例第七十一条及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援条例第七条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))とする。

第十一条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援条例第八条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十二条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例第五十七条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援条例第五十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十三条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援条例第五十七条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

第十四条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援条例第七十四条第

一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次条及び附則第十六条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。))については、新指定通所支援条例第七十四条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十五条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援条例第七十四条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

第十六条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援条例第七十四条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))とする。

第十七条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例第八十条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。))については、新指定通所支援条例第八十条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十八条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援条例第八十条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この条例の施行の際現に指定を受けている第四条の規定による改正前の山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(次条において「旧指定入所施設条例」という。)(第六条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設条例第六条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第二十条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設条例第六条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設条例第六条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県条例第二十一号

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 雑則(第二百七十六条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十一条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十二条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第五十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十六条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十六条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならぬ。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第六十二条中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改め、「第三十七条（第五項及び第六項を除く。）、第三十八条」を削り、「第四十条まで」の下に「（第三十七條第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第七十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十四条第五号中「次条第五項、第三百三十九條第四号及び第四百四十條第六項において」を「以下」に改め、「提供する」の下に「。この場合において、リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない」を加える。

第八十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十四条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十四条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十七条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場に

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

第百十条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百十条の二を第百十条の三とし、第百十条の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百十条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十二条中「第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「から第三十八条まで」を、「第三十七条、第三十九条の二」に、「同項及び第二十七条」を「同項、第二十七条及び第三十一条の二第二項」に、「訪問介護員等」を「第三十三条第一項中」に、「第百六条」と、「訪問介護員等」を「第百六条」と、同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」に改める。

第百十四条中「第二十六条、第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「から第三十八条まで」を、「第三十七条、第三十九条の二」に、「第三十三条に」を「第三十三条第一項に」に、「第二十七条中」を「第二十七条及び第三十一条の二第二項中」に、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「運営規程」と、「訪問介護員等」を「運営規程」と、同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中

「訪問介護員等」に、「及び第百七条第三項」を、「第百七条第三項及び第四項並びに第百十条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百三十四条中「第二十六条、第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第三十八条」を「第三十九条の二」に、「第二十七条中」を「第二十七条及び第三十一条の二第二項中」に、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「第百六条」と、「訪問介護員等」を「第百六条」と、同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」に改める。

第百四十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百四十五条中「第二十六条、第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「同条」を「同項」に改め、「第百七条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四十七条第五項中「並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人」を「のうち一人以上は常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等）（第百五十条第四項において「併設本施設」とい

う。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第百五十条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)」を「併設本体施設」に改める。

第百六十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百六十七条中「第二十六条」の下に「、第三十一条の二」を加え、「第三十五条」を「第三十五条まで」に改め、「第四十条まで」の下に「(第三十八条第二項を除く。)」を、「おいて」の下に「、第三十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とを加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「同条」を「同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号」に改め、「第百七条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十条第二項第一号及び第三号」を加える。

第百七十条第六項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「(ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。)」を削る。

第百七十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百七十八条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十条の三中「、第二十六条」の下に「、第三十一条の二」を、「第四十条まで」の下に「(第三十八条第二項を除く。)」を加え、「第三十三条中」を「第三十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十三条第一項中「、「訪問介護員等」を「同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中

「訪問介護員等」に改め、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(第百七条第三項、第百五十五条第一項及び第百六十二条において「及び」という。)」を削り、「第百七条第三項中」を「第百七条第三項及び第四項並びに第百十条第二項第一号及び第三号中」に改める。

第百八十七条中「、第二十六条」の下に「、第三十一条の二」を加え、「第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで」を「から第四十条まで(第三十七条第五項及び第六項並びに第三十八条第二項を除く。)」に、「第三十三条中」を「第三十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十三条第一項中」に、「同条」を「同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号」に改め、「第百七条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十条第二項第一号及び第三号」を加える。

第百七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百三十三条中「第二十六条」の下に「、第三十一条の二」を、「第四十条まで」の下に「(第三十八条第二項を除く。)」を加え、「第三十三条中」を「第三十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十三条第一項中」に、「同条」を「同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号」に改め、「第百七条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百五十一条第一項」を「第百四十三条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百五十一条第一項」に改める。

第百二十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百二十三条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百二十五条第六項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二百三十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十二条第四項中「ならない」の下に「。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十六條中「第二十六條」の下に「、第三十一條の二」を、「第三十六條」の下に「、第三十七條、第三十八條（第二項を除く。）」を加え、「第三十三條中」を「第三十一條の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十三條第一項中「」に、「同条」を「同項並びに第三十九條の二第一号及び第三号」に改め、「特定施設従業者」との下に「、第一百十條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第二百四十四條中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十七條中「第二十六條」の下に「、第三十一條の二」を、「第三十六條」の下に「、第三十七條、第三十九條」を加え、「第三十三條中」を「第三十一條の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十三條第一項中「」に改め、「受託居宅サービス事業所」との下に「、第三十九條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を、「の従業者」との下に「、第一百十條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加え、「第二百十七條第一項第四号」に、「第二百三十九條第一項第三号又は第二項第四号」を「第二百三十九條第一項第三号又は第二項第三号」に改める。

第二百五十六條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五十九條に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第二百六十條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十二條中「第二十六條」の下に「、第三十一條の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「、品名」との下に「、第三十一條の二第二項並びに第三十九條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十四條中「第二十六條」の下に「、第三十一條の二」を加え、「第三十七條（第五項及び第六項を除く。）、第三十八條から第四十條まで（第三十七條第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第一百七十七條第二項」を「第三十一條の二第二項並びに第三十九條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第一百七十七條第二項」に改め、「利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十五條中「第二十六條」の下に「、第三十一條の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第一百七十七條第二項」を「第三十一條の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十二條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第三項第一号及び第三号並びに第三十九條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第一百七十七條第二項」に、「第三十二條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」に改める。

第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 雑則
(電磁的記録等)

第二百七十六条 指定居宅サービス事業者は、この条例において書面（文字、図形等

人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を用いる。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等

（第十一条第一項（第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百二十二条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百六十七条（第八十条において準用する場合を含む。）、第八十条の三、第八十七条、第二百三十条（第二十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）及び第二百二十三条第一項（第二百四十七条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者は、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に、「附則」を「第四章 雑則（第三十四条）」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十七条第五項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十六条第二項第一号、第三十三条第

一項第三号及び第三十三条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二十二條第二項中「第三十三條」を「第三十三條の二」に改める。

第二十四條第三項中「ならない」の下に「。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四條の次に次の一條を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四條の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六條第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八條に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十三條第一項第三号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(虐待の防止)

第三十三条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第三十四条 軽費老人ホームは、この条例において書面(文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定される作成等(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホームは、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第二条中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十条中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

(山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十二条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十六条第六項第一号中「図ること」の下に「、この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第二十四条第二項第一号、第二十九条第一項第三号及び第三十条第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二十一条第二項中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第二十三条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十九条第一項第三号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
第二十九条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十一条 養護老人ホームは、この条例において書面（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「附則」を「第六章 雑則（第五十三条）」に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条中「、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第四十条第二項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）」、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第四十九条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第十一条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第十五条第六項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二十三条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二十四条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所

者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画に於いて周知するとともに、特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十一条第一項第三号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十四条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十五条第四項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)中「次の

いずれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」に改め、同号イ(4)及び(ii)を削る。

第三十六条第八項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第四十条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八号第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「及び第二十六条から第三十一条」を「、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二」に、「第十二条から第三十一条まで」を「第十二条から第三十一条の二まで」に、「及び第二十六条から第三十一条」を「、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二」に改める。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十五条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第四十八条中「及び第三十一条の二」を「、第三十一条及び第三十一条の二」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に、「及び第三十一条」を「、第三十一条及び第三十一条の二」に改める。

第五十条第四項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)中「次のいづれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」に改め、同号イ(4)及び(ii)を

削る。

第五十二条中「第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二まで」に、「第二十六条から第三十一条まで、第三十一条、第三十四条」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十四条」に改める。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十三条 特別養護老人ホームは、この条例において書面（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームは、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される説明等については、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 雑則（第二百六十六条）に改める。」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十条の七中「第八十六条第一号、第二百二十六条第一号及び第三百三十九条第二項において」を「以下」に改める。

第五十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項
第五十四条の二第三項中「ならない」の下に「。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第五十四条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止

のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第五十四条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条の九の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十四条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十四条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第六十二条中「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項」に改める。

第七十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十二条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務

の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十四条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項」に改める。

第八十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十四条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「及び第六十八条の四第一項」に、「読み替える」を「第七十二条の二中「看護師等」とあるのは

「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第八十六条第一号中「行うものとする」の下に「。この場合において、リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない」を加える。

第九十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十三条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「及び第六十八条の四第一項」に、「読み替える」を「第七十二条の二中「看護師等」とあるのは

「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービ

スの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合に ついては、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

第九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十条の二第三項中「ならない」の下に「。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百二十三条中「第五十一条の三」の下に「、第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の四」中「第五十四条」とあるのは「第二百二十条」と、「」を「第五十四条の二の二」中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第二百二十条」と、同項及び第五十四条の十の二第一号及び第三号中「」に改める。

第二百二十九条第五項中「並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人」を「のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第二百三十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十九条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに

に、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第百四十二条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一」の下に「まで（第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十四条の四中」を「第五十四条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴看護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十四条の四第一項中」に、「同条」を「同項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号」に、「及び第百二十条の二第三項」を「並びに第百二十条の二第三項及び第四項」に改める。

第百五十三条第六項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。」を削る。

第百五十六条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百五十七条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百六十四条の三中「第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一」の下に「まで（第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十四

条の四中」を「第五十四条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十四条の四第一項中」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「同項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第百二十条の二第三項、第百三十三条第一項及び第百三十七条において「及び」という。）」を削り、「第百二十条の二第三項中」を「第百二十条の二第三項及び第四項中」に、「第百三十七条中」を「第百三十七条並びに第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中」に改める。

第百七十一条中「第五十一条の三、第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の七まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十四条の九から」を削り、「第五十四条の十一まで」の下に「（第五十四条の八第五項及び第六項並びに第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第百七十一条において準用する第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百二十条の二第三項」を「第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第百七十一条において準用する第百三十八条」と、第百二十条の二第三項及び第四項」に改める。

第百七十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百八十一条中「第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十四条の四中」を「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十四条の四第一項中」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百二十条の二第三項」を「第百二十条の二第三項及び第四項並びに第百二十一条第二項第一号及び第三項」に改める。

第百九十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百九十四条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等

の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十一条第三項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二百十二条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十三条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百七条中「第五十三条まで」の下に「、第五十四条の二の二」を加え、「及び第五十四条の四」を「、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の十の二第一号及び第三号並びに第五十四条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改め、「第二百十二条」の下に「と、第三百九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」」を加える。

第二百三十一条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十四条中「第五十三条まで」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十二条」の下に「、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号」を加え、「第五十四条の四中」を「第五十四条の四第一項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」の下に「と、第三百九条の二第二項第一号及び第三

号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」を、「第三項まで」の下に「及び第五項」を加える。

第二百四十二条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十五条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百四十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十八条中「第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「、同項、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「サービス利用」の下に「と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」」を加える。

第二百五十三条中「第五十一条の三、第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の七まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十四条の九から第五十四条の十一まで並びに第二百二十条の二第一項及び第二項」を「第五十四条の十一まで（第五十四条の八第五項及び第六項を除く。）並びに第二百二十条の二第一項、第二項及び第四項」に、「介護予防訪問入浴介護事業者」を「、同項、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」に改め、「サービスの利用」の下に「と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具

具専門相談員」を加える。

第二百六十二条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」を、「同項、第五十四条の二の第二項、第五十四条の第三項第一号及び第三号並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「サービス利用」の下に」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百六十六条 指定介護予防サービス事業者は、この条例において書面(文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定される作成等

(第五十条の五第一項(第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百三条、第四百二十二条(第五百九条において準用する場合を含む。)、第六百二十四条の三、第七十一条、第八十一条(第九十六条において準用する場合を含む。)、第二百七条、第二百三十四条、第二百四十八条、第二百五十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)及び第二百九条第一項(第二百三十四條において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者は、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則(第五十五条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな

ればならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項中「指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十三条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第五十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(第十項において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。))であつて、施設の一部においてユニット(第四十三条に規定するユニットをいう。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。))を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第六十七條第二項に定める基準に従い定められた法第七十八條の四第一項の市町村の条例の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き」を削り、同条第十項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「地域密着型介護老人福祉施設であつて指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行うもの」に改める。

第十五条第六項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会

は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする」を加える。

第十六条第六項中「。第十一項」を「。以下この項及び第十一項」に改め、同項に

後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

(栄養管理)

第二十一条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十一条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老

人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項第三号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第一項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「次のいずれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」に改め、同号イ(3)及び(ii)を削る。

第四十七条第八項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八十二条に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

第五十四条中「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。
第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

（電磁的記録等）

第五十五条 指定介護老人福祉施設は、この条例において書面（文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等（第九条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設は、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第七章 雑則（第五十七条）」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ

ならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第八十二条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項中「、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第四十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第十七条第六項中「第十一項」を「。以下この項及び第十一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八十二条に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務

上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 介護老人保健施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十三条第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。
第三十五条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項第二号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一項を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十九条第八項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第五十三条第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十四条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十六条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(電磁的記録等)

第五十七条 介護老人保健施設は、この条例において書面（文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等（第十条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設は、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十五条） 附則」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第一号中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第三条第三項第一号中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第三条第六項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第七項中「指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第八項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第十六条第六項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会 は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」を加える。

第十七条第六項中「以下第十一項」を「以下この項及び第十一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。

第十九条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第十九条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第十九条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると

もに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条第一項第三号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十二条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十三条第二項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「次のいずれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」に改め、同号イ(3)イ及び(ii)を削る。

第四十四条第二項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「次のいずれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」に改め、同号イ(3)イ及び(ii)を削る。

第四十五条第二項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「次のいずれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」に改め、同号イ(3)イ及び(ii)を削る。

第四十七条第八項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第十九条」を「第十九条の三」に改め、「第二十六条まで」の下に「、第二十八条の二」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条

指定介護療養型医療施設は、この条例において書面（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設は、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法を含む。）によることができる。

（山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十八条）」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「、介護医療院（ユニット型介護医療院（第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第十七条第六項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」を加える。

第十八条第六項中「。第十一項」を「。以下この項及び第十一項」に改め、同項の後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十一条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十一条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十一条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十一条第三項中「ならない」の下に「。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十一条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十四条第二項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。第三十六条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第四十一条第一項第三号中「行うこと」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十条第八項第一号中「図ること」の下に「。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第五十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条第四項中「ならない」の下に「。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十七条中「第二十一条」を「第二十一条の三」に改め、「第二十九条まで」の下に「、第三十一条の二」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十八条 介護医療院は、この条例において書面（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定される作成等（第十一条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院は、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定される交付等については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法という。）によることができる。

附則に次の一項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号口及び第四十六号第二項第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(以下「新居宅サービス等条例」という。)
第三十項及び第三十九条の二(新居宅サービス等条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百零二条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百六十七條(新居宅サービス等条例第八十条において準用する場合を含む。)、第八十条の三、第八十七條、第二百三條(新居宅サービス等条例第二百五十五条において準用する場合を含む。)、第二百三十六條、第二百四十七條、第二百六十二條、第二百六十四條及び第二百七十五條において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム条例」という。)
第二条第四項及び第三十三條の二(新軽費老人ホーム条例附則第十条において準用する場合を含む。)
並びに附則第三条第四項、第三条の規定による改正後の山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム条例」という。)
第二条第四項及び第三十條、第四条の規定による改正後の山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム条例」という。)
第二条第五項(新特別養護老人ホーム条例第四十八條において準用する場合を含む。)、第三十一條の二(新特別養護老人ホーム条例第四十二條、第四十八條及び第五十二條において準用する場合を含む。)
及び第三十三條第三項(新特別養護老人ホーム条例第五十二條において準用する場合を含む。)、第五條の規定による改正後の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(以下「新介護予防サービス等条例」という。)
第三十項及び第五十四條の十の二(新介護予防サービス等条例第六十二條、第七十四條、第八十四條、第九十三條、第二百二十三條、第二百四十二條(新介護予防サービス等条例第一百五十九條において準用する場合を含む。)、第六百六十四條の三、第七十一條、第八十一条(新介護予防サービス等条例第九十六條において準用する場合を含む。)、第二百十七條、第二百三十四條、第二百四十八條、第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。)、第六條の規定による改正後の山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。)
第三十項、第四十條の二(新指定介護老人福祉施設条例第五十四條において準用する場合を含む。)
及び第四十四條第三項、第七條の規定による改正後の山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設条例」という。)
第二条第四項、第四十條の二(新介護老人保健施設条例第五十六條に

おいて準用する場合を含む。)
及び第四十四條第三項、第八條の規定による改正後の山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例(以下「新介護療養型医療施設条例」という。)
第二条第四項、第三十八條の二(新介護療養型医療施設条例第五十四條において準用する場合を含む。)
及び第四十二條第三項並びに第九條の規定による改正後の山梨県介護医療院に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院条例」という。)
第二条第四項、第四十一條の二(新介護医療院条例第五十七條において準用する場合を含む。)
及び第四十五條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第二十九條(新居宅サービス等条例第四十一條の三及び第四十六條において準用する場合を含む。)、第五十六條(新居宅サービス等条例第六十二條において準用する場合を含む。)、第七十六條、第八十六條、第九十五條、第一百零六條(新居宅サービス等条例第一百四十四條及び第一百三十四條において準用する場合を含む。)、第一百四十二條、第一百六十三條(新居宅サービス等条例第八十條の三及び第八十七條において準用する場合を含む。)、第一百七十七條、第二百條、第二百十二條、第二百三十一條、第二百四十四條及び第二百五十六條(新居宅サービス等条例第二百六十四條及び第二百七十五條において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム条例第七條(新軽費老人ホーム条例附則第十条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム条例第七條、新特別養護老人ホーム条例第七條(新特別養護老人ホーム条例第四十八條において準用する場合を含む。)
及び第三十四條(新特別養護老人ホーム条例第五十二條において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等条例第五十四條(新介護予防サービス等条例第六十二條において準用する場合を含む。)、第七十二條、第八十二條、第九十一條、第一百二十條、第一百三十八條(新介護予防サービス等条例第六十四條の三及び第七十一條において準用する場合を含む。)、第一百五十六條、第一百七十八條、第九十三條、第二百二十二條、第二百三十一條及び第二百四十二條(新介護予防サービス等条例第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十八條及び第五十一條、新介護老人保健施設条例第二十九條及び第五十三條、新介護療養型医療施設条例第二十七條及び第五十一條並びに新介護医療院条例第三十條及び第五十四條の規定の適用については、これらの規定中、「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第三条 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等条例第三十一条の二(新居宅サービス等条例第四十一條の三、第四十六條、第五十八條、第六十二

老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設条例第四条第一項第三号イ及び第五十二條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、新居宅サービス等条例第七十条第六項第一号イ(2)、新特別養護老人ホーム条例第三十五条第四項第一号イ(2)及び第五十条第四項第一号イ(2)、新介護予防サービス等条例第五十三條第六項第一号イ(2)、第四十四條第二項第一号イ(2)及び第四十五條第二項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等条例第七十条第六項第一号イ(2)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設条例第四条第一項第三号イ	新居宅サービス等条例第四百四十七條第一項第三号
新特別養護老人ホーム条例第三十五条第四項第一号イ(2)及び第五十条第四項第一号イ(2)	第五十二條第二項	第七十七條第二項
	入所定員	入居定員
新指定介護老人福祉施設条例第四條第一項第三号イ	新指定介護老人福祉施設条例第四條第一項第三号イ	新特別養護老人ホーム条例第十一條第一項第四号イ
	第五十二條第二項	第四十條第二項(新特別養護老人ホーム条例第五十二條において準用する場合を含む。)
新介護予防サービス等条例第五十三條第六項第一号イ(2)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設条例第九條	新介護予防サービス等条例第九條

新介護療養型医療施設条例第四十三條第二項第一号イ(2)、第四十四條第二項第一号イ(2)及び第四十五條第二項第一号イ(2)	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設条例第四條第一項第三号イ及び第五十二條第二項	新介護療養型医療施設条例第三條第一項第一号及び第三号、同條第二項第二号及び第三号並びに第五十二條第二項並びに附則第二條第二号及び附則第三條
第四條第一項第三号イ	第五十二條第二項	百二十九條第一項第三号
第五十二條第二項	第五十七條第二項	

第七條 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であつて、第一条の規定による改正前の山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例第七十条第六項第一号イ(3)(ユニットに属さない居室を改修したものに係る部分に限る。)、第四条の規定による改正前の山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例第三十五条第四項第一号イ(4)(ii)及び第五十条第四項第一号イ(4)(ii)、第五条の規定による改正前の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例第五十三條第六項第一号イ(3)(ユニットに属さない居室を改修したものに係る部分に限る。)、第六條の規定による改正前の山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例第四十五條第一項第一号イ(3)(ii)並びに第八條の規定による改正前の山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準等を定める条例第四十三條第二項第一号イ(3)(ii)、第四十四條第二項第一号イ(3)(ii)及び第四十五條第二項第一号イ(3)(ii)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第八條 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設条例第二十一條の二(新指定介護老人福祉施設条例第五十四條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第二十條の二(新介護老人保健施設条例第五十六條において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設条例第十九條の二(新介護

療養型医療施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第二十一条の二（新介護医療院条例第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第九条 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設条例第二十一条の三（新指定介護老人福祉施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十条の三（新介護老人保健施設条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第十九条の三（新介護療養型医療施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第二十一条の三（新介護医療院条例第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第十条 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム条例第三十条第一項（新軽費老人ホーム条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新介護老人ホーム条例第二十九条第一項、新特別養護老人ホーム条例第三十一条第一項（新特別養護老人ホーム条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第四十条第一項（新指定介護老人福祉施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第四十条第一項（新介護老人保健施設条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第三十八条第一項（新介護療養型医療施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第四十一条第一項（新介護医療院条例第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までの措置を講じるとともに、第四号の措置を講じよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第十一条 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム条例第二十六条第二項第三号（新軽費老人ホーム条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新介護老人ホーム条例第二十四条第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十六条第二項第三号（新特別養護老人ホーム条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第三十二条第二項第三号（新指定介護老人福祉施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）

む。）、新介護老人保健施設条例第三十三条第二項第三号（新介護老人保健施設条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第三十一条第二項第三号（新介護療養型医療施設条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第三十四条第二項第三号（新介護医療院条例第五十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこととし、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例（山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。）

第二条中「、知事の専任の秘書一人の職を特別職として指定」を「指定する秘書の職は、次に掲げる職と」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 知事の専任の政務秘書一人の職
 - 二 感染症対策について知事を補佐する感染症対策統轄官一人の職
- 第三条中「前条に規定する」を「前条第一号に掲げる」に、「「秘書」を「「第一号秘書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二号に掲げる秘書の職にある者（以下「第二号秘書」という。）の給料の額は、公営企業の管理者の例による。

第四条第一項中「秘書には、地域手当及び通勤手当を」を「第一号秘書には地域手当及び通勤手当を、第二号秘書には通勤手当をそれぞれ」に改め、同条第二項中「前項の地域手当及び通勤手当の額は、一般職の職員を」を「第一号秘書に支給する地域手当及び通勤手当の額は一般職の職員の例により、第二号秘書に支給する通勤手当の額は公営企業の管理者」に改める。

第五条第一項中「在職する秘書」を「在職する第一号秘書及び第二号秘書（以下「秘書等」という。）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一号秘書に係る前項」に、「秘書」を「第一号秘書」に改め、同条第三項中「在職期間」を「第一号秘書に係る在

職期間」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二号秘書に係る第一項の期末手当の額及び在職期間の計算方法その他期末手当の支給に関し必要な事項については、公営企業の管理者の例による。

第六条第一項中「秘書」を「秘書等」に改め、同条第二項中「一般職の職員」を「第一号秘書にあっては一般職の職員の例により、第二号秘書にあっては公営企業の管理者」に改める。

第七条第一項中「秘書」を「秘書等」に改め、同条第二項中「一般職の職員」を「第一号秘書にあっては一般職の職員の例により、第二号秘書にあっては公営企業の管理者」に改める。

第八条中「一般職の職員」を「第一号秘書にあっては一般職の職員の例により、第二号秘書にあっては公営企業の管理者」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十三号

山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「第十三条の三まで」を「第十三条まで、第十三条の三」に改め、同項第三号中「第十五条の三まで」を「第十五条まで、第十五条の三」に改め、同条第二項中「第一号任期付研究員及び」を「第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び」に、「山梨県職員給与条例第二十九条の二第一項及び第二項」を「山梨県職員給与条例第十四条の三、第二十九条の二第一項」に、「並びに」を「及び」に、「同条例第二十九条の二第一項及び第二項」を「同条例第十四条の三中「医療職給料表（一）の適用を受ける職員」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第七条第三項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに限る。）」と、同条例第二十九条の二第一項及び第三十三条の二第一項」に改め、「（平成十五年山梨県条例第五十九号）」、「第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員に対する」

及び「、同条例第三十三条の二第一項中「第十一条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とを削り、同条第三項中「第一号任期付研究員及び」を「第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び」に、「山梨県学校職員給与条例第二十条の二第一項及び第二項」を「山梨県学校職員給与条例第二十条の二第一項」に、「並びに」を「及び」に、「同条例第二十条の二第一項及び第二項」を「同条例第二十条の二第一項及び第二十二條の六第一項」に改め、「第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員に対する」及び「、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とを削り、同条第四項中「第一号任期付研究員及び」を「第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び」に、「山梨県警察職員給与条例第二十六条の二第一項及び第二項」を「山梨県警察職員給与条例第二十六条の二第一項」に、「並びに」を「及び」に、「同条例第二十六条の二第一項及び第二項」を「同条例第二十六条の二第一項及び第三十一条の二第一項」に改め、「第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員に対する」及び「、同条例第三十一条の二第一項中「第十二条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とを削る。

ただし、特定任期付職員（医療業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに限る。）については、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県スポーツ推進条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十四号

山梨県スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健康増進、体力の向上、精神的な充足感をもたらすとともに、ス

スポーツを通じて人と人及び地域間での交流が行われることにより、地域の一体感や活力が醸成されるなど、県民生活や地域社会にとって大きな力となっている。

本県は、東京圏に隣接しながら、富士山をはじめとする山々や県土の約八割を占める森林など豊かな自然環境に恵まれている。こうした環境を生かして、本県では登山などのアウトドアスポーツが盛んに行われている。

また、本県は、健康寿命が全国トップレベルの水準にあり、これをさらに伸ばしていくためには県民が生涯にわたりスポーツ活動に参加できる環境が不可欠のものとなっている。

こうした本県の特性を生かし、県民の誰もが、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で豊かな生活を営むことにより、活力ある地域社会を実現することを旨とし、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動をいう。

二 スポーツ活動 スポーツを行い、観覧し、若しくはスポーツを行う者を指導し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第三条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 スポーツに親しむ機会の確保 全ての県民が生涯にわたり、体力、健康状態等に応じて、日常的にスポーツに親しむことのできる機会の確保を図ること。

二 スポーツを楽しむ環境づくり 全ての県民が世代及び障害の有無にかかわらず、安全にスポーツを楽しむことができる環境づくりを図ること。

三 競技水準の向上 本県のスポーツ選手が、国際的又は全国的なスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上を図ること。

四 スポーツを通じた地域の活性化 本県の社会及び経済の発展につながるようスポーツを通じた地域の活性化を図ること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深め、スポーツの推進に主体的に取り組みよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深め、従業者のスポーツ活動への参加の促進に努めるとともに、スポーツの推進に主体的に取り組みよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割)

第七条 スポーツ関係団体及びスポーツ関係者は、基本理念にのっとり、スポーツの普及及び競技水準の向上を図り、スポーツの推進に主体的に取り組みよう努めるものとする。

(相互連携)

第八条 県、県民、事業者、スポーツ関係団体及びスポーツ関係者は、スポーツの推進に当たっては、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツの推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がスポーツの推進に関する施策を実施するための助言その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(推進計画)

第九条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第十条に規定する地方スポーツ推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(生涯スポーツの推進)

第十条 県は、全ての県民が、生涯にわたって、体力、年齢、適性、健康状態等にに応じて、スポーツに親しむことができるよう、県民がスポーツ活動に参加しやすい環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツを通じた県民の心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防等に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県民のスポーツの観覧及びスポーツを支える活動への参画を促進するため、スポーツ及びボランティアに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どものスポーツ機会の充実)

第十一条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。)におけるスポーツ活動の充実を図るため、教員及び学校におけるスポーツ活動を指導する者の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(障害者のスポーツ活動の推進)

第十二条 県は、障害者がその障害の種類及び程度に応じ、自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、スポーツ活動を行う機会の提供、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(競技水準の向上)

第十三条 県は、競技水準の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成並びに指導者の育成及び確保に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手の健康の保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツによる事故の防止、感染症対策、ドーピングの防止等に関する知識の普及に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(スポーツにおける健全性等の向上)

第十四条 県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他のハラスメント行為の防止のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(スポーツ環境の充実)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び管理を行うとともに、利用の促進のため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が設置するスポーツ施設の管理を行うに当たっては、利用者の安全の確保のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(スポーツを通じた地域の活性化)

第十六条 県は、スポーツを通じて、地域の活性化を図るため、豊かな自然環境等の本県の特性を生かし、スポーツツーリズムの推進等地域産業の振興に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(顕彰)

第十七条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで特に優秀な成績を取った者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰をするよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、スポーツの振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号四中「リニア交通局」を「リニア未来創造局」に改め、同条第二号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 知事直轄組織に関する事項

第二条第四号(一)中「森林環境部」を「林政部」に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 環境・エネルギー部に関する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第二条に規定する委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以後その所管が異なることとなるものは、この条例による改正後の第二条に規定する相当の委員会に付託された案件とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番